

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。
なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】 令和8年2月19日（木）

| 区 分 | 摘 要 |
|--|--|
| 1 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （写し可） | 法務局の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの |
| 2 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書 （写し可） | 各総合振興局（振興局）税務課（納税課）、又は道税事務の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの |
| 3 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書 （写し可） | 道税の納税義務がない場合に提出 申請受付時前3か月以内に発行されたもの ※ 本店が道外で道内に支店等がある場合について 本店が道外であっても、道内に支店等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要です。 |
| ----- 本店が所在する都府県の事業税の納税が猶予されていることを示す書類の写し | 各都府県が発行する納税猶予許可通知書 申請時点において猶予期限を越えないもの |
| 4 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 （写し可） | 税務署の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3（法人用） |
| ----- 納税の猶予許可通知書の写し | 申請時点において猶予期限を越えないもの |
| 5 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し） | ①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ |
| 6 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（写し） | ①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ |
| 7 社会保険等適用除外申出書 | 別記第20号様式 ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合 |
| 8 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書 | 別記第19号様式 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることの証明。 ただし、申請手続を申請者本人が行うときで申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しません。 |

| | | |
|----|--|--|
| 9 | 定款又は寄附行為（写し） | 会社以外の法人の場合 |
| 10 | 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有することの証明（資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていることの証明） | 賃借対照表（写し） |
| 11 | <p>○ パーキング・チケット発給設備の管理等に関する事務を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有することの証明</p> <p>○ 人的構成等に照らして、地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することの証明（業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であることの証明）</p> | <p>業務処理責任者、業務処理副責任者、管理員及び現金管理責任者の予定者名簿</p> <p>※ 添付資料</p> <p>(1) 業務処理責任者、業務処理副責任者及び現金管理責任者に指定する予定の者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し</p> <p>(2) 管理員に指定する予定の者が下記のいずれかであることを証する書面</p> <p>ア 過去にパーキング・チケット発給設備の管理を6か月以上履行した実績のある者（契約書の写し及び履歴書）</p> <p>イ 交通誘導に関する資格2級以上を有する者（資格証明書面の写し）</p> <p>ウ 交通誘導警備に関する知識を有する者（交通誘導の経験に関する履歴書）</p> |
| 12 | 札幌市内に事業所を有することの証明 | 事業所に係る申出書（例示様式1） |
| 13 | <p>次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないことの証明</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受け</p> | 誓約書（例示様式2） |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | <p>た日から起算して2年を経過しないもの オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚 醒剤の中毒者 カ 心身の障害により事務を適正に行うに当 たって必要な認知、判断及び意思疎通を適 切に行うことができない者</p> | | |
| 14 | <p>個人情報の保護に関する内部規定（就業規則 等で規定している場合も含む。）が策定されて いること。</p> | <p>内部規定の写し 例）・個人情報保護規定 ・就業規則（就業規則に個人情 報の保護に関する条文が記載 されている場合）</p> | <p>左記の提出書類 を一般財団法人日 本情報経済社会推 進協会が付与する 「プライバシーマ ーク登録証」の写 しに代えることが できる。</p> |
| 15 | <p>個人情報の保護に関する教育（研修）を実施 していること。</p> | <p>従業員に対する教育（研修）の実 績が分かる資料の写し（実施日時・ 場所、参加数、概要などが記載され たもの）</p> | |
| 16 | <p>その他警察本部長が必要と認める書類</p> | <p>必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提 出を求める場合があります。</p> | |